

北海道告示第 11096 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 11 月 5 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 7 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン室蘭店

室蘭市東町 2 丁目 4 番 32 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項撤退

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(変更後) イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社	代表取締役 星野 三郎	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号
北カナガワ株式会社	代表取締役 小倉 良一	東京都台東区蔵前 4 丁目 3 番 9 号
株式会社エム・ケイ企画	代表取締役 栗山 誠	札幌市東区北 25 条東 14 丁目 3 - 8
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号
有限会社寺田生花店	代表取締役 寺田 澄男	登別市中央町 6 丁目 1 番地 6
有限会社ツケダ薬局	代表取締役 附田 英伸	室蘭市中島町 3 丁目 27 番 17 号
有限会社イシイ	代表取締役 石井 芳子	室蘭市輪西町 1 丁目 28 番 8 号

株式会社わかさいも本舗	代表取締役 日角 敏隆	虻田郡洞爺湖町字洞爺湖温泉 108 番地の 1
有限会社水越茶舗	代表取締役 水越 とし子	室蘭市中島町本町 1 丁目 22 番 6 ライフヒルズ中島 弐番館 401
株式会社プラザクリエイト	代表取締役 大島 康広	東京都千代田区 5 番町 1 番地
株式会社藤屋時計店	代表取締役 前田 欣保	室蘭市輪西町 1 丁目 19 番 5 号
株式会社いたがき	代表取締役 板垣 秀人	室蘭市輪西町 1 丁目 26 番 2 号
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	(ア)
株式会社音の岩泉	代表取締役 鈴木 伸也	札幌市東区北 25 条東 14 丁目 3 番 8 号	(イ)
株式会社大創	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	(ウ)
株式会社ムラタ	代表取締役 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番 31 号	
有限会社フラワーショップ	代表取締役 土井 豊彦	室蘭市高砂町 2 丁目 29 番 2 号	(エ)
有限会社ツケダ薬局	代表取締役 附田 英伸	室蘭市中島町 3 丁目 27 番 17 号	
千秋庵製菓株式会社	代表取締役 中西 克彦	札幌市中央区南 3 条西 3 丁目 13 番地 2	(オ)
未定			(カ)
未定			(キ)
未定			(ク)
株式会社藤屋時計店	代表取締役 前田 欣保	室蘭市輪西町 1 丁目 19 番 5 号	
合同会社 Smham	代表取締役 福本 稔	東京都品川区西五反田 1 丁目 26 番 2 五反田サンハイツ 911	(ケ)
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成30年10月1日
上記(3)イ(ア) 平成30年10月1日
上記(3)イ(イ) 令和4年9月1日
上記(3)イ(ウ) 令和2年4月17日
上記(3)イ(エ) 令和3年9月1日
上記(3)イ(オ) 令和4年9月1日
上記(3)イ(カ) 平成30年8月31日
上記(3)イ(キ) 令和4年8月31日
上記(3)イ(ク) 令和5年8月31日
上記(3)イ(ケ) 令和3年7月9日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者変更のため
上記(3)イ(ア) 代表者変更のため
上記(3)イ(イ)(ウ)(エ)(オ)(ケ) 小売業者入替のため
上記(3)イ(カ)(キ)(ク) 小売業者撤退のため

2 届出年月日

令和6年3月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年7月2日(火)から同年11月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで